

財務省行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年 7 月 13 日

財務大臣 麻生 太郎

財務省行政文書管理規則の一部を改正する訓令

財務省行政文書管理規則（平成 23 年財務省訓令第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附 則

この訓令は、令和 2 年 7 月 13 日から施行する。